

第2回農林業センサス等研究会議事概要

1 日 時：平成19年12月12日（水）15:00～17:00

2 場 所：農林水産省第2特別会議室

3 出席者

（委員）

安藤 光義

石井 勇人

小田切 徳美

北嶋 宏海

設楽 新一

土屋 俊幸

納口 るり子

（農林水産省）

大臣官房統計部長

統計企画課長

センサス統計室長

他

4 議 事

（1）農林水産統計の見直しの状況について

（2）2010年農林業センサス調査票について

（3）2010年農林業センサス試行調査について

（4）その他

5 議事内容

◎ 事務局から農林業センサスをはじめとした農林水産統計の見直し及び2010年農林業センサス調査票（案）等について説明した。なお、調査票に関しては、各委員からの意見があり次回研究会において回答するとした。

主な質疑は以下の通り。（○：委員からの発言、→：事務局からの発言）

【農林水産統計の見直しの状況について】

○ 米の作付け面積について、農政事務所と県の農政企画課との間で協議しているが、県が把握している数値と国が把握している数値では若干差があり、県で施策を行うにあたって苦慮している。今回の見直しにおいて作物統計調査の精度向上とされているので、それが徹底されるようよろしくお願いしたい。

→ 県や市町村との情報交換は非常に重要。その際は、調査手法の説明だけでなく、そのような部分の分析も必要だと考えている。

○ 施策に密接なものに絞るという今回の見直しについては、理解せざるを得ないと考えているが、施策は短期的な視点になりがちな面がある。長期的に継続して把握しなければならない統計データとして違和感を感じる。やはり現行の施策と直結していなくても必要な項目はあると思う。

→ 全体像を把握するものとして農林業センサスや漁業センサスがあると考えている。その中で、継続して施策の企画・立案、検証等が行えるように全体像を把握できるものと

して、調査項目を設定し、把握する考えである。

- 今回の見直しにおける調査のビルドにおいて、農村漁村の再生支援対策を強調している点は評価できる。これに関するビルドには、センサス以外の調査も含まれているのか。

→ 集落を対象とした調査は農林業センサスのみである。今回は、これまでのセンサス結果を整理して、データとして提供することを考えている。

- 第3回研究会においても引き続き説明を行ってもらう。

【2010年農林業センサス調査票について】

- 今回は、各委員から調査票の内容についてご意見をいただき、事務局で検討・整理したものを、次回第3回研究会において、報告することとしたいと考えている。幅広い意見をお願いしたい。

（１）農林業経営体調査票（案）について

- 農業生産組織の構成員に関する調査項目の削除については、規模の大きな経営体が、いろいろな生産組織の構成員として貢献しているということが分からなくなってしまうため、構造施策の推進に役立つ項目として残すべき。
- 「たばこ」や「茶」など工芸農作物の品目別面積が削除となっているが、その考え方を教えて欲しい。
- きのこと類が削除となっているが、栽培きのこと類には、施設による大規模な経営体が存在すると思われるため、把握する必要はないのか。また、養蚕、馬等について削除となっているが、大規模な経営体があるのか教えてもらいたい。
- 過去1年間に販売した農産物の出荷先について、どこへ出荷するかということは経営体育成に関わる重要なファクターと思われるので、残すべきではないか。
- 農業用機械は全て削除となっているが、これまでの農林業センサス結果から、農業用機械の所有と利用については大きな変化がみられており、長期的動向を把握することは重要である。また、農業用機械については、農業生産に投入される土地、労働、資本のうち、資本の大きな部分を占めており、削除することは疑問である。
- 農作業の委託については、土地利用型農業の構造をどう変えていくかという検討に必要なものであり、優先的に残すべき。
- 経営体の内容について把握すべき点は、（イ）ファームサイズ（経営面積と作付面積）、（ロ）ビジネスサイズ（販売金額規模）、（ハ）もう1つのビジネスサイズ（投下労働規模、投下資本規模）の3つである。この3つについて、調査される側の負担を減らす形で把握できるかということからみると、この調査票（案）はほぼクリアできているのではないか。
- 農作業受託については、金額で把握するとしているが、経営耕地面積と農作業面積を加えた面積は、大規模経営がカバーする農地面積や農作業面積がどこまできているか、

構造政策の到達点がどこまできているかということを示す重要な指標である。経営体調査として、経営体のすべてを一本化して調査するという趣旨からしても、金額よりも面積を把握すべき。

- 農業機械の調査項目を全て無くすのは、投下資本規模の把握という点からみると、切り過ぎではないかと思う。大型のトラクター、田植機、コンバインなどについては、土地利用型経営の骨格を把握するという点から残してはどうか。
- 農業生産関連事業については、自己完結した取組もあると予想されるが、いくつかの経営が連合して地域ぐるみで、あるいは農外企業と連携して取り組んでいるケースも増えてきている。自己完結的なケースと他の経営体（農外企業）と連携しているケースに分けて、把握することはできないか。
- 調査の対象が、一戸一法人で完結していればよいが、例えば、農家が転作に関する部分のみを法人化している組織に参加している場合、その組織は別の調査客体として扱われるのか。
- 経営の法人化の状況等の調査項目の中で、法人化している各種団体の中に農協があることは疑問に感じる。
- 世帯に関する調査項目については、世帯主を中心とした記入となっているが、経営内容を調べる他の調査では経営主が中心になっているものが多い。経営主の項目は記入表の下の方になっているが、最初の方に移行した方が書きやすくなるのではないか。
- 農業労働力の臨時雇いの項目で、例えば毎日2時間来てもらって働いている人は、どの様に記入するのか、説明が必要。
- ハウス・ガラス室の面積とその次の品目別の面積については、両者がどのような関係にあるか、整合性をとって、分かりやすく書きやすいようにすべき。
- 水稻、いも類、豆類などは作付面積を把握することとしているが、野菜類、花き類、果樹は合計の面積の把握のみとなっている。市町村別調査がなくなることを考えると、5年に1度であっても、品目ごとの面積を把握すべき。
- 林業の調査項目については、農業と林業、農地と山林との違いを考慮することが必要。
- 林業の場合は、山林所有が必ずしも林業経営とはならない。これは、天然林と人工林、人工林の中でも樹種や林齢によって大きく異なる。
- 保有山林のうち人工林の面積が削除されているが、これでは、人工林の面積がわからなくなる。林業経営はほぼ人工林で行われていると考えるべきで、人工林面積が把握できないと実態がわからず経営の分析もできないことから、把握すべき。
- 保有山林の林業作業については、実作業面積を把握せず、作業の有無のみの把握となっていることから、どのくらい作業しているかがわからない。この調査結果のみで経営の程度を判断することは難しい。

- 林業は農業と違い分業化がかなり進んでいる。しかし、今回の調査票（案）では、どこから委託を受けているかが削除されていて、林家がどこに委託したのかわからない。森林組合関係の統計資料から把握しようとしても、特に素材生産の場合は森林組合では全体の2割しかシェアが無く全体が把握できない。やはり前回の調査項目は必要。
- 山林の所有については、在村・不在村別に把握してきたが、今回は経営体調査と地域調査の両方で削除されている。最近の過疎化問題や限界集落の検討においても重要な指標であり、経営体調査か地域調査のどちらかで把握すべき。
- 企業が持っている山林について、本社で回答している場合と支社の場合がある。どのような考え方で調査を行っているのか。
- 個別経営と集落営農については、例えば集落営農で経営が一元化されている場合であっても、実際の農作業は個別農家というケースもあり、集落営農を構成する農家が個別経営として把握され、更に集落営農も1つの経営体として把握されると、経営面積がダブルカウントされる可能性がある。
- 集落営農と個別農家の間で作業受委託が行われる場合には、どのように調査票に回答するか、難しいところがあると思う。
- 集落営農のオペレーターを担当している農家の場合には、自家農業経営と集落営農のオペレーター賃金の両方で生計を成り立たせているケースがあると思うが、集落営農への出役は、自家農業以外の仕事になり兼業扱いになるのか。
- 転作は集落営農で取り組み、稲作は個別農家で取り組んでいる場合、調査票で上手く仕分けないと、異なった結果となってしまうので、慎重に取り扱うべき。

（2）農山村地域調査票（案）について

- 農山村の地域資源を把握するという基本コンセプトからすると、総数である集落の総戸数を把握することは大きな前進。
- 総戸数の把握によって、農業集落内の農家数割合も把握できるとされているが、集落営農が法人化されている場合には農家数の把握が困難になる。経営体調査では、これらの農家の数が上がってこなくて、経営体数は集落営農の1つだけという統計結果になる。
- 中山間地域等では、集落協定が締結され、集落のすべての農家を構成員とする地域法人への取り組みが行われているため、統計上は農家はいないことになる。このため、出自が農家である世帯数や元農地を持っていた人たちを把握する仕組みを検討すべき。また、この仕組みは、経営体調査における調査客体候補名簿とも関連する。
- 寄り合いの開催状況の議題の中で、農業生産に係る事項については、やや漠然としている。生産調整に関する議題も含まれると思うが、生産調整は園芸産地のようなところでは捉えられなくなる。生産調整に関することは、別の意味があると思われるので、生産調整とそれ以外の事項に分けるなど工夫して把握できるようにするべきではないか。

- また、寄り合いの議題の中で、集落共有財産と共有施設の管理が1つの項目でまとめられているが、前者は歴史的な経過がある旧来型の農村社会に由来するもので、後者は非農家も含めて新しいコミュニティとして考えられるので性格が異なる。このように違う性格のものが1つの項目になっていると、集落を分析する時に使えなくなってしまうため、分けるべき。
- 農業集落内での活動状況について、地域資源の保全の中で、集落外にあるようなため池と琵琶湖や霞ヶ浦みたいな湖沼と同一の項目とすることについては疑問であり検討すべき。
- ため池と湖沼については、琵琶湖は農業集落のエリアに入っていない。取水ゲートなどを備えると湖沼もため池に定義されることから、項目を分離すると混乱するを生むと考えられるし、連続性を考慮して、これまでどおりの把握とする。
- 「地域資源の保全」の地域資源の定義を明確にして意味合いを明記しておく必要がある。また、保全の定義についても、明らかにしておく必要がある。
- 在村者・不在村者別の私有林面積や、森林組合の加入者率は、他では把握されていない貴重な情報であることから、農山村地域調査の中に残すか、あるいは経営体調査の中で別途把握できるように検討していただきたい。
- 森林公園の利用者数は2000年と2005年センサスで把握されており、他では得られない大変良い情報である。利用者数の把握が困難であれば、施設数だけは把握すべき。

【2010年農林業センサス試行調査について】

- 2回行われる試行調査の間にパブリックコメントを行うのか。7月に行われる試行調査前に行った方が合理的だと思う。
- 7月の試行調査は、調査客体において、研究会で検討した調査項目について、実際に記入していただけるのかということを検証するもの。パブリックコメントは試行調査の結果を整理した上で、本調査の前に行いたいと考えている。